世羅町持続化給付金給付要綱

（通則）

第１条　持続化給付金（以下「給付金」という。 ）の給付については、この要綱に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第２条　新型コロナウイルス感染症(ＣＯＶＩＤ－１９)の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする。

（給付対象者）

第３条　給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、世羅町内で事業を営む者で次の各号のいずれにも該当しなければならない。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。なお、世羅町内で営業している法人であって、町外に本店がある場合は給付金の対象外とする。

【個人事業者等の場合】

一　２０１９年以前から事業により事業収入（第６条第４項第１号イ及び同項第２号イにより提出する確定申告書（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第３７号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第１表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、２０１９年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。ただし、第１０条第１項の規定に基づき町民税又は県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控を用いる場合には、２０１９年の年間事業収入は町民税・県民税申告書の様式（５号の４）における 「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること

二　２０２０年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が２５％以上５０％未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、２０２０年１月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が２５％以上５０％未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。

三　前号において、青色申告を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。

イ　所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合

ロ　所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合若しくは記載の必要がない場合

ハ　相当の事由により当該書類を提出できない場合

四　前々号において、白色申告を行っている者の場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は第１１条第１項の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合には、２０１９年の月次の事業収入が記載されないことから、２０１９年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

【中小法人等の場合】

一　２０２０年４月１日時点において、次のイ又はロのうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。 ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。

イ　資本金の額又は出資の総額が１０億円未満であること

ロ　資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が２千人以下 であること

二　２０１９年以前から事業により事業収入（確定申告書（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１項第３１号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。 ）別表２における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること

三　２０２０年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が２５％以上５０％未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、２０２０年１月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が２５％以上５０％未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。

（給付額）

第４条　給付金の給付額は、２０万円を超えない範囲で、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から対象月の月間事業収入に１２を乗じて得た額を差し引いたものとする。なお、その額に１千円未満の端数がある場合はその額は切り捨てることとする。

（給付申請）

第５条　給付金の申請期間は、令和２年５月１３日から、令和３年１月１５日までとする。

２　申請は、別記様式第１号に定める申請書により行うものとする。

３　前項の申請にあたっては、次に掲げる書類等（以下「証拠書類等」という。）を提出すること。

【個人事業者等の場合】

一　青色申告を行っている場合は、次のイからホの全て。

イ　２０１９年分の確定申告書第１表の控（収受日付印が押印（税務署においてｅ－Ｔａｘにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、ｅ－Ｔａｘによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印（税務署においてｅ－Ｔａｘにより申告した場合は、受付日時の印字）又は 「受信通知」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その２所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、収受印等のない確定申告書第１表の控、及び所得税青色申告決算書の控を用いることができる。

ロ　対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の２０２０年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。 ）

ハ　申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

ニ　別表１に定める本人確認書類

ホ　その他必要と認める書類

二　白色申告を行っている場合は、次のイからホの全て。

イ　２０１９年分の確定申告書第１表の控

ロ　対象月の月間事業収入がわかるもの

ハ　申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

ニ　別表１に定める本人確認書類

ホ　その他必要と認める書類

【中小法人等の場合】

一　対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表１の控（収受日付印が押されていること。なお、ｅ－Ｔａｘによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控

二　対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

三　法人名義の振込先口座の通帳の写

四　その他必要と認める書類

（宣誓事項）

第６条　次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

一　第３条の要件を満たしていること

二　前条第３項の基本情報及び第４項の証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと

三　次条の不給付要件に該当しないこと

四　不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第９条の規定に従い給付金の返還等を行うこと

五　別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項

六　本要綱に従うこと

（不給付要件）

第７条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性　風関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

二　政治団体

三　宗教上の組織若しくは団体

四　前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと世羅町が判断する者

２　上記各号のいずれかに該当する者に対しては、不給付通知を送付する。

（給付金の給付）

第８条　給付金は、申請者からの申請で成立し、審査を経て給付額を決定する。

２　前項の決定において、給付金を給付する場合にあっては、別記様式第２号の１により、 給付金を不給付とする場合にあっては、別記様式第２号の２により、第５条の申請者に対し通知する。

（給付金に係る不正受給等への対応）

第９条　申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合は、次の各号の対応を行う。

一　提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。

二　調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、その旨を世羅町に報告し、給付金の返還に係る通知を行う。

２　給付金の不正受給に該当することが疑われる場合は、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

一　不正受給を行った申請者は、前項第２号の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年３％の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその２割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。

二　不正受給が発覚した場合には、原則として申請者の事業所名の公表を行う。

三　不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する。

３　申請者から返還を受けた給付金を、申請者に代わって遅滞なく世羅町に返還する。

（個人事業者等の証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第１０条　第５条第４項第１号イ及び同項第２号イの証拠書類等について、２０１９年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、２０１９年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和２年４月６日国税庁）に基づき、２０１９年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、２０１８年分の確定申告書等の控又は２０１８年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。

２　第５条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表２に定める証拠書類等を提出することで、別表２の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は２０万円を超えないものとし、１千円未満の額は切り捨てることとする。なお、別表２の１の項の証拠書類等の特例の欄中の第２号ハに掲げる書類を証拠書類として提出する場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

一　２０１９年１月から１２月までの間に開業した場合

二　月あたりの事業収入の変動が大きい場合

三　事業収入を比較する２つの月の間に事業の承継を受けた場合

四　２０１８年又は２０１９年に発行された罹災証明書等を有する場合

（中小法人等の証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例）

第１１条　申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合には、第６条第４項の証拠書類等について、対象月の属する事業年度の２事業年度前の確定申告書類で代替することができる。また、その他相当の事由により提出できないものと認めるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による押印及び署名がなされたもので代替することができる。

２　法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

３　第４条に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表に定める証拠書類等を提出することで、別表の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は２０万円を超えないものとし、１千円未満の額は切り捨てることとする。なお、第７号の場合、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合がある。

一　２０１９年１月から１２月の間に設立した法人である場合

二　月あたりの事業収入の変動が大きい場合

三　事業収入を比較する２つの月の間に合併を行っている場合

四　連結納税を行っている場合

五　２０１８年又は２０１９年に発行された罹災証明書等を有する場合

六　事業収入を比較する２つの月の間に個人事業者から法人化した場合

七　特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第２に規定する公益法人等に該当する法人）の場合

（給付金の返還）

第１２条　申請者が本要綱により給付金を受給した後に、国の持続化給付金の対象となり、給付を受けた場合は、給付金を返還しなければならない。

（実績報告）

第１３条　本要綱による給付金を受給した申請者は、申請時における対象月を含む事業年度にかかる確定申告書等を実績報告として提出しなければならない。

一　個人事業者等で青色申告を行っている場合

２０２０年分の確定申告書第１表の控（収受日付印が押印（税務署においてｅ－Ｔａｘにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、ｅ－Ｔａｘによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、収受日付印（税務署においてｅ－Ｔａｘにより申告した場合は、受付日時の印字）又は 「受信通知」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その２所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができる。この場合、収受印等のない確定申告書第１表の控、及び所得税青色申告決算書の控を用いることができる。

二　個人事業者等で白色申告を行っている場合

２０２０年分の確定申告書第１表の控。

三　中小法人等の場合

対象月の属する事業年度の確定申告書別表１の控（収受日付印が押されていること。なお、ｅ－Ｔａｘによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控。

附　則

（実施の時期）

この要綱は、令和2年5月12日より実施する。

別記様式第１号

**世羅町持続化給付金給付申請書**

　　　令和　　年　　月　　日

　　　世羅町商工会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申　請　者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　　所

事業所名

代表者名 　印

連 絡 先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 |  | | | |
| 生年月日  法人は設立年月日 | 年　　　月　　　日 | | | |
| 前年度の事業収入 | 円 | | | |
| 対象月の売上  （対象月　　月） | 2020年 | 円(a) | (a)/(b)　　　　　％ | |
| 前年度 | 円(b) |
| 振込先口座 | 金融機関 | 広島銀行・もみじ銀行  両備信用組合・尾道市農協 | 支店・支所 | |
| 預金種類 | 普通・当座・（　　　 ） | 口座番号 |  |
| フリガナ  口座名義 |  | | |
|  | | |
| ※別紙に定める暴力団排除に関する誓約事項を遵守します | | | | |

（添付書類）

○個人事業者等

①青色申告を行っている者は、2019年分の確定申告書第1表の写（収受日付印の押印が必要）及び青色申告決算書の1面及び2面

②白色申告を行っている者は、2019年分の確定申告書第1表の写（収受日付印の押印が必要）

○中小法人等

対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表１の控（収受日付印の押印が必要）及び法人事業概況説明書の控

○個人事業者等及び中小法人等共通

①対象月の月間事業収入がわかるもの

②申請者名義の振込先口座の通帳の写

③その他必要と認める書類

別記様式第２号の１

第 号

令和２年 月 日

（申請者の氏名又は名称） 様

世羅町商工会

会長　玉　浦　洋　明

交付決定通知書

令和２年 月 日付けで申請のありました世羅町持続化給付金については、世羅町持続化給付金給付要綱第８条の規定により、下記の金額を交付することに決定しましたので、通知します。

金　　　　　　円

別記様式第２号の2（第７条関係）

第 号

令和２年 月 日

（申請者の氏名又は名称） 様

世羅町商工会

会長　玉　浦　洋　明

不交付決定通知書

令和２年 月 日付けで申請のありました世羅町持続化給付金については、世羅町持続化給付金給付要綱第８条の規定により、交付しないことに決定しましたので、通知します。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

別表１

本人確認書類

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写を提出すること。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

一　運転免許証（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）

二　個人番号カード（オモテ面のみ）

三　写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

四　在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

五　上記一から四を保有していない場合、住民票の控及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控及び各種健康保険証（両面）の両方

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 証拠書類等の特例 | 算定式お呼び基本情報の特例 |
| 一　２０１９年１月から１２月までの間に開業または設立した場合 | ２０１９年１月から１２月までの間に開業または設立した場合であって、対象月の月間事業収入が、２０１９年の月平均の事業収入に比べて２５％以上５０％未満減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。  一 第５条第３項で定める証拠書類等  二 次に掲げるいずれかの書類  イ　開業・廃業等届出書（所得税法第２２９条） （開業日が２０１９年１２月３１日以前で、当該届出書の提出日が２０２０年４月１日以前であり、税務署受付印が押印されていること。）  ロ　事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が２０１９年１２月３１日以前で、当該申告書の提出日が２０２０年４月１日以前であり、受付印等が押印されていること。）  ハ　上記イ及びロ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が２０１９年１２月３１日以前であること。）  ニ　履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が２０１９年１月１日から１２月３１日までの間であること。） | Ａ÷Ｍ×１２－Ｂ×１２    Ａ：２０１９年の年間事業収入 Ｍ：２０１９年の開業後月数  （開業した月は、操業日数に関わらず、１ヶ月とみなす。）  Ｂ：対象月の事業収入 |
| 二　月あたりの事業収入の変動が大きい場合 | 少なくとも２０２０年の任意の１ヵ月を含む連続した３ヶ月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の３ヵ月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて２５％以上５０％未満減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、２０１９年の年間事業収入の５０％以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が２０１８年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が２０１９年の年間事業収入の５０％以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は２０２０年１２月以前でなければならない。また、所得税青色申告決算書において２０１９年の月次の事業収入が記載されていない場合、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。  一 第５条第３項で定める証拠書類等（基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第５条第３項の証拠書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。） | Ａ－Ｂ    Ａ：基準期間の事業収入の合計  Ｂ：対象期間の事業収入の合計 |
| 三　事業収入を比較する２つの月の間に事業の承継を受けた場合 | 事業収入を比較する２つの月の間に事業を承継した場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、２０１９年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できない。なお、２０１９年１月から１２月の間に承継を受けた者は、第１０条第２項第１号の特例を適用することを可能とする。  一　第５条第３項で定める証拠書類等（第５条第３項第１号イ及び同項第２号イについては、事業の承継を行った者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）  二　個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第２２９条） （「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、２０１９年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が２０２０年１月１日から同年４月１日までの間とされており、提出日が開業日から１ヶ月以内で、税務署受付印が押印されていること。） | Ａ－Ｂ×１２    Ａ：事業の承継を行った者の２０１９年の年間事業収入  Ｂ：事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入  ←【個人事業者等の場合】 |
| 四　事業収入を比較する２つの月の間に合併を行っている場合 | 事業収入を比較する２つの月の間に合併を行った場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、２０１９年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、２０１９年１月から１２月の間に合併した法人は、第１１条第３項第１号の特例を適用することを可能とする。  一 第５条第３項で定める証拠書類（第５条第３項第１号については合併前の各法人に係るものであり、２０１９年中に複数の事業年度が存在する場合には、２０１９年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第５条第３項第２号から第４号までについては合併後の法人に係るものとする。）  二 履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する２つの月の間であること。 | Ａ－Ｂ×１２    Ａ：合併前の各法人の２０１９年の年間事業収入の合計  Ｂ：合併後の法人の対象月の月間事業収入  ←【中小法人等の場合】 |
| 五　連結納税を行っている場合 | 連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第３条に規定する要件を満たす場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この特例は、第１１条で定める他の特例と併用することができる。  一 第５条第３項で定める証拠書類等（確定申告書別表１の控については、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。） | Ａ－Ｂ×１２    Ａ：対象月の属する事業年度の直前の事業年 度の年間事業収入  Ｂ：対象月の月間事業収入 |
| 六　２０１８年又は２０１９年に発行された罹災証明書等を有する場合 | ２０１８年又は２０１９年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の証拠書類等の特例及び右の計算式及び基本情報の特例によることができる。  一　第５条第４項で定める証拠書類等（第５条第３項第１号イ又は同項第２号イについては、罹災証明等を受けた年の前年分に係るもの。）  二　罹災証明書等（２０１８年又は２０１９年に発行された者に限る。 | Ａ－Ｂ×１２    Ａ：罹災証明等を受けた年の前年の年間事業収入  Ｂ：対象月の月間事業収入 |
| 七　事業収入を比較する２つの月の間に個人事業者から法人化した場合 | 申請者は法人であるが、事業収入を比較する２つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、２０１９年以前に法人化した法人はこの特例を適用できず、２０１９年１月から１２月の間に法人化した法人は、第１１条第３項第１号の特例を適用することを可能とする。  一 第６条第４項で定める証拠書類等（第５条第３項第１号については、２０１９年分の法人化前の個人事業者に係るものとし、第５条第３項第２号から第４号までについては、法人化後の法人に係るものとする。）  二 法人設立届出書（法人税法第１４８条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「１ 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しており、「整理番号：」に個人の確定申告に番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。）  三 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が事業収入を比較する２つの月の間であること。 | Ａ－Ｂ×１２  Ａ：２０１９年の法人化前の個人事業者の事業収入  Ｂ：対象月における法人化後の法人の月間事業収入 |
| 八　特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第２に規定する公益法人等に該当する法人）の場合 | 申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとする。  一　対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。）  二　対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）  三　法人名義の振込先口座の通帳の写  四　履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等  五　その他事務局が必要と認める書類 | Ａ－Ｂ×１２    Ａ：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入  Ｂ：対象月の月間収入  ただし、Ａ及びＢの収入については、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。 |